

第二種TSマーク
(赤色マーク)



第一種TSマーク
(青色マーク)



資料2 自転車シェアリングの料金変更について

ドコモ・バイクシェア (NOLL) 新旧料金比較表 (1回会員)

利用時間 (10分ごと)	旧料金 (現行) 	新料金：従来車両 (赤) 	新料金：新型車両 (白) 
～10分	165円	99円	120円
～20分	165円	198円	240円
～30分	165円	297円	360円
～40分	330円	396円	480円
～50分	330円	495円	600円
～60分	330円	594円	720円

資料3 村野藤吾氏のプロフィール



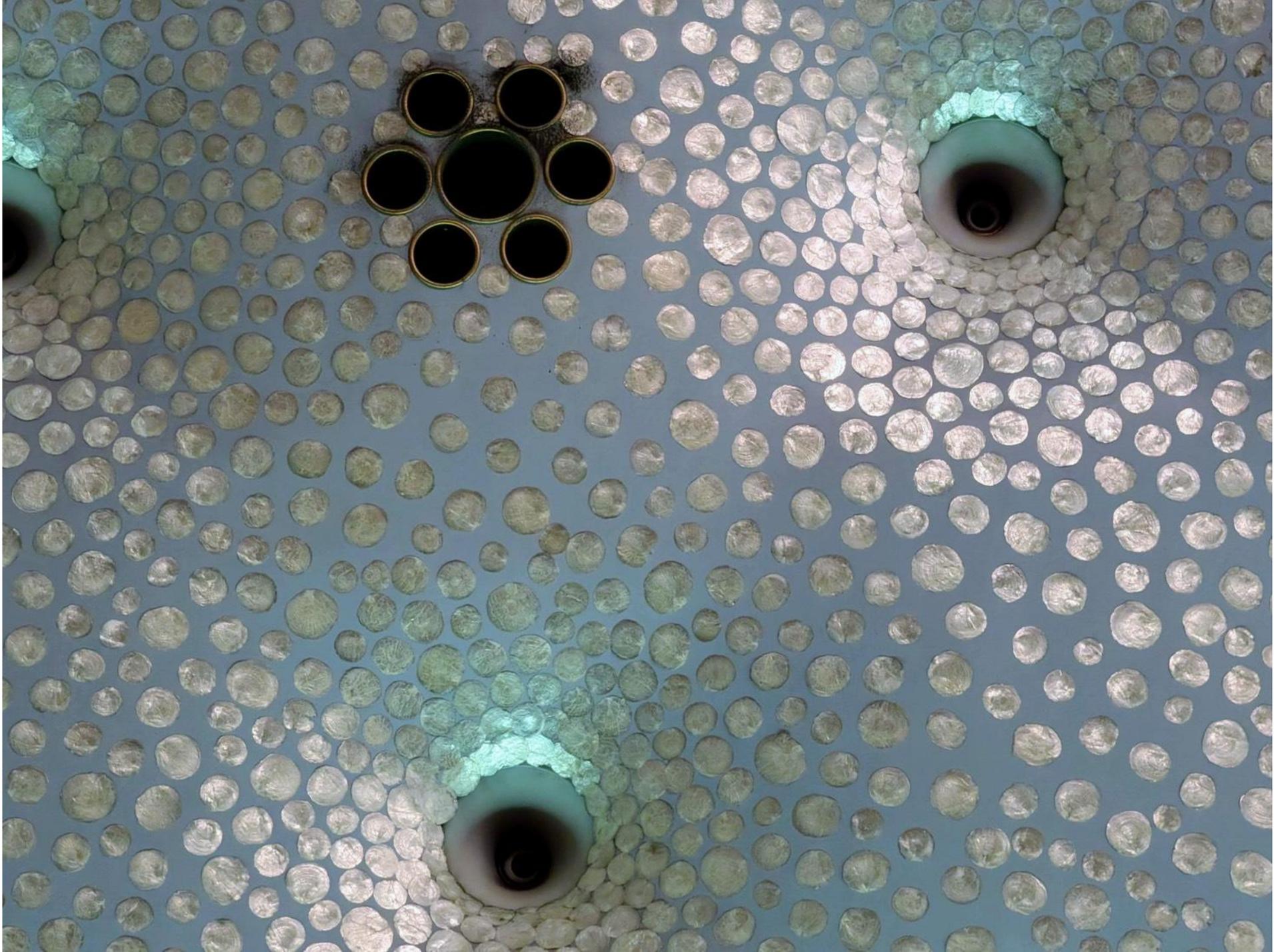
略歴/受賞歴

- 1891年 佐賀県生まれ
- 1918年 渡辺節建築事務所入社
- 1929年 村野建築事務所設立 ※1949年村野・森建築事務所へ改組
- 1953年 日本建築学会賞作品賞受賞 (丸米百貨店)
- 1955年 日本建築学会賞作品賞受賞 (世界平和記念聖堂)
- 1968年 藍綬褒章
- 1964年 日本建築学会賞作品賞受賞 (日本生命日比谷ビル)
- 1967年 文化勲章
- 1972年 日本建築学会建築大賞受賞 (箱根樹木園休息所)
- 1984年 11月26日 永眠

資料3-1
飛天の間



資料3-2
飛天の間



各 位

会社名 株式会社西武ホールディングス
代表者 代表取締役社長兼COO 西山隆一郎
(コード番号：9024 東証一部)
問合せ先 執行役員広報部長 多々良嘉浩
(TEL.03-6709-3112)

品川駅西口地区（高輪三丁目）における都市計画について

B-1地区に関する都市計画変更が告示されました

当社の連結子会社である株式会社西武不動産（本社：東京都豊島区、代表取締役社長：齊藤 朝秀）が、京浜急行電鉄株式会社、高輪三丁目品川駅前地区市街地再開発組合、独立行政法人都市再生機構、東急不動産株式会社とともに事業主体となる「品川駅西口地区の再開発等促進区を定める地区計画」（以下、本計画という）について、11月28日に内閣総理大臣より「東京圏の国家戦略特別区域に係る区域計画における国家戦略都市計画建築物等整備事業」としての認定を受けており、本日12月22日に東京都より本計画に関する都市計画変更が告示されましたので、お知らせいたします。

本計画のうち、株式会社西武不動産が主体で進めるB-1地区の開発計画については、品川駅と周辺市街地の回遊性を高める歩行者ネットワークの形成および地区の中心となる高輪森の公園と連携した緑地空間の充実を図るとともに、品川駅西口地区を代表するMICE等の都市機能の導入を図ることで、「国際交流拠点・品川」の実現に取り組んでまいります。また、西武グループは、長きにわたってこの地が育ててきた豊かな緑と趣深い歴史を活かし、未来にその価値を継承することを目指します。今後も引き続き関係各所と調整を行いながら、開発計画の具体化を進めてまいります。

また、品川駅西口地区の地権者等で構成される『品川駅西口地区まちづくり指針検討委員会』において、開発計画に関する情報発信強化のため、2025年9月に専用ホームページが開設されております。同ホームページを通じてお問い合わせ窓口を設置するとともに、開発計画の進捗状況や工事状況などを、適宜、発信していく予定です。

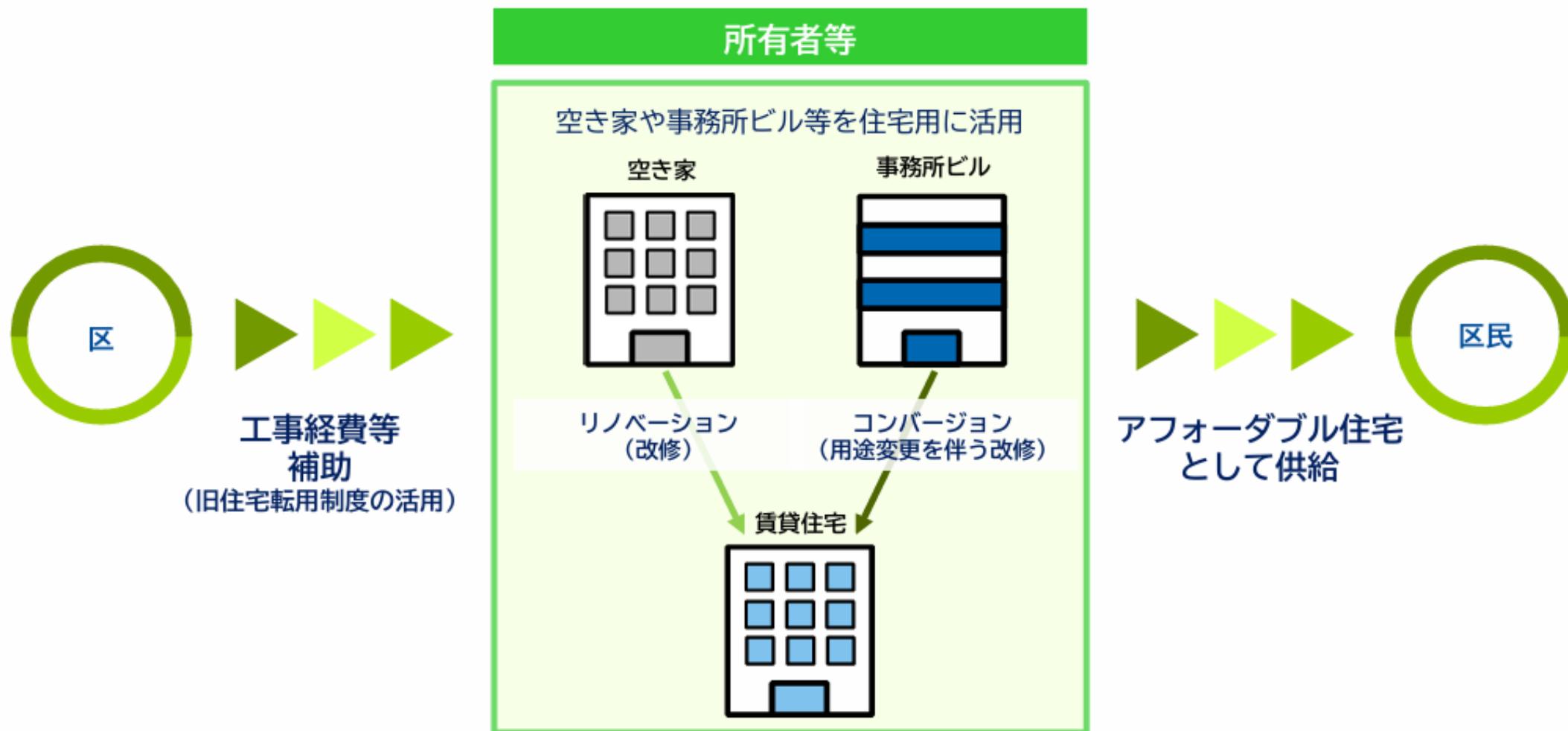
■品川駅西口地区のまちづくり ホームページ URL：<https://www.shinagawa-nishiguchi.com/>

資料4-1 千代田区の住宅確保事例

既存ストックを活用したアフォーダブル住宅の供給

区内の空き家を実態調査により把握するとともに、**空き家を活用したアフォーダブル住宅（手頃な価格の賃貸住宅）の供給を支援**します。また、事務所ビル等についても、旧住宅転用制度の活用やモデル事業の実施により、アフォーダブル住宅の供給を進めます。

4,254万円



重点施策② 子育て世帯への住まいの支援__予算額:1,371万円

— 令和8年度 品川区 当初予算案プレス発表 —

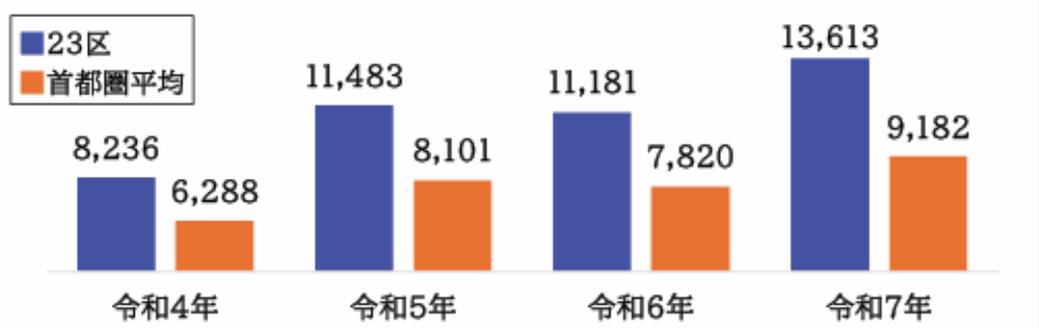
子育て世帯が区内での転居を断念することなく品川で暮らし続けられる支援

背景

【品川区「子育て世帯」の転出超過状況】

	令和4年	令和5年	令和6年
夫婦のみの世帯	▲901	▲630	▲560
夫婦+子の世帯	▲875	▲557	▲498

首都圏新築分譲マンション平均価格の推移 (単位:万円)



※データ出典：(株)不動産経済研究所

子育て世帯の経済負担は増大

新規事業の概要

＜子育てファミリー世帯への転居費用助成＞

区内在住の子育て世帯が、区内の住宅(購入・建築・賃貸)へ転居する際の転居費用を助成

【助成内容】

助成額	住宅購入	最大30万円
	賃貸住宅	最大15万円
	多子(3人以上)世帯	最大2万円加算
対象経費	転居費用、仲介手数料、礼金	

【主な助成要件】 町会・自治会への加入



資料5 生活利便施設について

3. 生活利便施設等の写真、建物外観写真

〔別表〕

良質な住宅	係数
1. 自己用住宅	1.0
2. 従前居住者住宅	1.5
3. 従業員住宅（病院等の職員寮、自社ビルの社員寮等）	1.0
4. 協定家賃住宅	1.0
5. 高齢者等配慮対策住宅（2等級の場合は1.0）	1.5
6. サービス付き高齢者向け住宅	5.0
7. 誘導住宅（世帯人員3人の都市居住型誘導居住面積水準を満たす住宅。延べ面積10,000㎡以上の開発事業の場合は、付置する必要付置面積の1/2まで。）	0.5
8. 基準住宅（要領第10条に規定する住宅水準及び住宅の専用床面積を満たす住宅。延べ面積10,000㎡未満の開発事業の場合。）	0.4 ※

※住宅共用部に50㎡以上の居住者用コワーキングスペースを整備する場合は係数

0.1上乘せする。

生活に便利な施設	係数
1. 食料品・日用品等生活必需品を取扱う店舗	1.0
2. スーパーマーケット等生鮮三品を含む食料品等を販売する店舗	3.0
3. 病院・診療所等の医療施設	1.5
4. 保育所	3.0
5. 福祉施設 一時預かり、病児保育等の子育て支援施設 放課後等デイサービス、障害者グループホーム等の障害者支援施設 高齢者ケアハウス、有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等の高齢者支援施設	5.0
6. 町会・自治会等の集会場、防災倉庫、掲示板等の地域活動支援施設	3.0
7. 図書館、資料館、美術館等の教育文化施設	1.5
8. 防災倉庫等の地域防災施設（常時防災施設として使用されるもの）	3.0
9. 区と協定を締結して管理運営される帰宅困難者一時滞在施設又は補完避難所	0.5
10. 一般利用が可能な駐車場、自動二輪車置場、駐輪場等の交通処理施設	3.0
11. 開発事業区域内で従前の営業を継続するための小規模店舗	1.0
12. 緑化施設（基準超の緑化）	0.2
13. 一般利用が可能な喫煙所	5.0
14. 自転車シェアリングポート	5.0
15. 一般利用が可能なコワーキングスペース又はシェアオフィス	1.0
16. 一般利用が可能なバリアフリートイレ	1.0
17. 一般利用が可能なドッグラン	1.0